証券コード　3698
平成29年11月30日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
代表取締役社長　押　見　正　雄

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月20日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年12月21日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階　クリノン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第17期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、事業説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.cri-mw.co.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.cri-mw.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や設備投資、雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調を続けており、また日経平均株価においても堅調な推移を見せております。

当社グループを取り巻く事業環境について、ゲーム分野においては、国内の家庭用ゲーム市場で「Nintendo Switch」の販売が好調に推移しており、復調傾向にあります。海外では中国での市場拡大が継続しており、大手インターネットサービス各社が提供するスマートフォン向けゲームを中心に収益が急増、中国が世界最大のゲーム市場として供給者及び消費者の両面で存在感を増大させています。組込み分野においては、遊技機市場で射幸性の抑制を意図した規制の影響もあり、縮小傾向が続いております。新規分野においては、監視カメラ市場、特に撮影した動画をネットワーク経由で配信・録画する、ネットワークカメラ関連ソリューションに対する需要が急速に高まっております。

これらの状況下、当社グループでは、「従来の延長線上にない事業拡大への取り組み」を成長戦略に掲げ、新規事業領域の開拓、海外での事業展開、新製品開発による収益拡大を見込んでおりましたが、顧客ニーズへの対応遅れや大型案件の失注、時期ずれ等によって受注獲得が計画通りに進まず、期初の業績予想を下回る結果となりました。ゲーム分野においては、国内では当社製ミドルウェア「CRIWARE」のスマートフォン向け許諾販売が増加し順調にシェアを伸ばしておりますが、海外では「CRIWARE」ブランド認知が十分に浸透しておらず、成約までに時間を要する案件が多いこともあり、収益化が遅れております。組込み分野においては、遊技機向け「CRIWARE」の許諾販売が下振れとなり、また、業務用エンターテインメント機器向け開発案件の受注に時期ずれが生じました。新規分野においては、独自の動画圧縮技術を監視カメラシステムに組み入れる案件等、引き合いが増加しているものの、映像配信事業者向けに見込んでいた導入案件が失注となりました。

このような結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,258,962千円（前連結会計年度比5.7%減）、営業利益118,825千円（前連結会計年度比63.6%減）、経常利益120,015千円（前連結会計年度比61.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益80,054千円（前連結会計年度比60.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成29年６月30日開催の取締役会において決議いたしました第３回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、平成29年７月18日に割当先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合から、本新株予約権付社債の全額（1,019,900千円）の払込みを完了しております。

また、ストック・オプション（第2回新株予約権）の行使による払込みを受けたことから、新規で16,200株の株式発行を行いました。これにより、4,195千円の資金調達を行いました。

上記の結果、当連結会計年度において資本金及び資本剰余金がそれぞれ2,097千円増加し、当連結会計年度末において資本金が422,851千円、資本剰余金が412,851千円となっております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (平成26年９月期)	第 15 期 (平成27年９月期)	第 16 期 (平成28年９月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成29年９月期)
売　上　高(千円)	1,145,245	1,195,571	1,334,746	1,258,962
経　常　利　益(千円)	222,046	261,778	314,087	120,015
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	141,652	161,102	203,377	80,054
１株当たり当期純利益　(円)	36.61	37.95	45.55	16.94
総　資　産(千円)	1,245,581	1,729,933	2,456,282	3,463,525
純　資　産(千円)	971,907	1,470,097	1,838,761	1,928,807
１株当たり純資産額　(円)	251.25	340.44	388.08	405.91

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成26年８月６日付で株式１株につき200株の株式分割、また平成27年４月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
CRI Middleware, Inc.	58,346千円 ($500,000)	100%	欧米におけるミドルウェアの許諾販売及び市場調査

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい環境下で着実な成長を図るため、次の課題に取り組んでまいります。

①ゲーム分野では、現時点では売上構成比率が低い海外市場の開拓、特に中国市場における事業拡大に注力しております。現地パートナーとの協業を更に強化し、ブランド認知の向上、事業基盤の構築を進めております。また、日本国内でのスマートフォンゲーム市場の動向を見据えて、許諾料を顧客収益に連動させる柔軟な価格体系に改め、採用率の向上、一層の収益拡大を目指します。

②組込み分野では、多岐に亘る製品への導入促進のために営業力強化が重要であると考えており、幅広い顧客層への販売チャネルを有する商社を活用して、独自技術の提案等を積極的に進めます。また今後成長が見込める車載関連機器向けに研究開発を進めております。

③新規分野では、IoTや防犯・セキュリティ対策において急速に市場が拡大している監視カメラ市場に向けて高度な動画処理技術を顧客の需要に応じて様々な形態で提供できるように対応を急いでおります。

(5) 主要な事業内容（平成29年９月30日現在）

ミドルウェアの研究開発及び許諾販売

(6) 主要な事業所（平成29年９月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号

② 子会社

名称	所在地
CRI Middleware, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 従業員の状況（平成29年９月30日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	11名増	37.4歳	7.1年

（注）１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員であります。
３．従業員数の増加は、主として開発部門の人員増によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債について

契約相手	株式会社ウィズ・パートナーズ
契約書名	投資契約書の変更に関する覚書
契約締結日	平成29年６月30日
契約内容	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当先として発行する。
契約期間	本契約に定める終了又は解除事由が生じない限り、効力を継続する。

（注）詳細につきましては、「２．会社の現況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年９月30日現在）

① 発行可能株式総数 14,400,000株

② 発行済株式の総数 4,931,618株

③ 株主数 4,029名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社セガホールディングス	780,000株	16.48%
ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会	736,000株	15.55%
押見　正雄	402,000株	8.50%
古川　憲司	252,000株	5.33%
鈴木　久司	200,000株	4.23%
松下　操	143,000株	3.02%
鈴木　泰山	82,600株	1.75%
田中　克己	50,000株	1.06%
資産管理サービス信託銀行株式会社	45,000株	0.95%
青山　幸雄	36,000株	0.76%

（注）持株比率は、自己株式（200,000株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション（第2回新株予約権）の行使により、発行済株式の総数は、16,200株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成25年10月30日	平成27年11月12日
新株予約権の数		350個	2,112個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　（注）３　210,000株 （新株予約権１個につき　600株）	普通株式　211,200株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない。	新株予約権１個当たり2,900円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　155,400円 （１株当たり　259円）	新株予約権１個当たり　133,200円 （１株当たり　1,332円）
権利行使期間		平成27年11月１日から 平成32年10月31日まで（注）４	平成28年１月16日から 平成35年１月15日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　1,199個 目的となる株式数　119,900株 保有者数　4名

（注）１．イ　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

ロ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ　新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

２．イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年９月期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）、平成29年９月期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）又は平成30年９月期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが370百万円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権者は、当社又は当社子会社を退任又は退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株

予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間を経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

３．平成26年７月10日開催の当社臨時取締役会により、平成26年８月６日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成27年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」は209,650株増加し、210,000株となっております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は154,913円から259円となっております。

４．平成26年12月16日開催の当社定時株主総会により、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア第２回新株予約権の誤記更正の件を決議し、権利行使期間を更正しております。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

イ．平成29年６月30日開催の取締役会決議に基づき発行した、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額又は振替社債の総額	1,019,900,000円
各社債の金額	25,497,500円の１種
発行価額の総額	1,019,900,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成33年７月16日

償還の方法	１．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2)乃至(4)に定める金額による。 ２．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成33年７月18日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成30年７月18日以降、平成33年７月15日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①平成30年７月18日から平成31年７月17日までの期間：101.5% ②平成31年７月18日から平成32年７月17日までの期間：103.0% ③平成32年７月18日から平成33年７月15日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、平成31年12月24日以降、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 ３．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　40個 転換価額　1株当たり2,914円 行使期間　平成29年７月18日から平成33年７月15日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
払込期日	平成29年７月18日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

ロ．平成27年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額又は振替社債の総額	310,000,000円
各社債の金額	10,000,000円の１種
発行価額の総額	310,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月25日
償還の方法	１．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2)乃至(4)に定める金額による。 ２．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成31年12月25日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成28年11月30日以降、平成31年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①平成28年11月30日から平成29年11月29日までの期間：101.5% ②平成29年11月30日から平成30年11月29日までの期間：103.0% ③平成30年11月30日から平成31年12月24日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 ①平成27年11月30日から平成28年11月30日までの期間：105.0% ②平成28年12月１日から平成31年12月24日までの期間：100.0%

償還の方法	(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 ３．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　31個 転換価額　1株当たり1,332円 行使期間　平成27年11月30日から平成31年12月24日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
払込期日	平成27年11月30日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

ハ．平成27年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第４回新株予約権

新株予約権の数	1,708個
発行価額	2,664,480円（本新株予約権1個につき1,560円）
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　　170,800株 （本新株予約権1個につき　100株）
資金調達の額	230,170,080円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：　2,664,480円 本新株予約権行使による調達額：227,505,600円 （１株当たり1,332円）
払込期日	平成27年11月30日
新株予約権の行使期間	平成27年11月30日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成31年12月24日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資　本　金　115,085,040円 資本準備金　115,085,040円
新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	押見　正雄	事業開発本部長
代表取締役会長	古川　憲司	株式会社ベリサーブ 社外取締役（監査等委員）
常務取締役	田中　克己	コーポレート本部長 兼　事業開発本部　副本部長
取締役	鈴木　泰山	医療・ヘルスケア事業　管掌
常勤監査役	片山　勝博	
監査役	内田　実	株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外監査役
監査役	金成　壽及	

（注）１．監査役　片山勝博氏、内田実氏及び金成壽及氏は、社外監査役であります。
２．常勤監査役　片山勝博氏及び監査役　金成壽及氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役　片山勝博氏は、長年に亘る上場会社における経理部門での経験があります。また常勤監査役として豊富な経験と高い見識を有しております。
・監査役　金成壽及氏は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのＣＦＯ（最高財務責任者）経験を有しております。
３．監査役　内田実氏は、弁護士の資格を有しております。
４．当社は常勤監査役　片山勝博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成29年10月１日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
・代表取締役社長　押見正雄氏は、組込み事業推進部、新規事業推進部を管掌いたしました。
・常務取締役　田中克己氏は、ゲーム事業推進部、グローバル事業推進部を管掌いたしました。
６．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
・平成28年12月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役　松下操氏は任期満了により退任いたしました。
７．当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	5名	62,700千円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	15,276千円 （15,276千円）
合　計 （うち社外役員）	8名 （3名）	77,976千円 （15,276千円）

（注）１．取締役の報酬等の総額は、平成28年12月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成23年12月20日開催の定時株主総会決議において年額90,000千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地　　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
内田　　実	監査役	株式会社博報堂ＤＹホールディングス 社外監査役	当社との間に記載すべき関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
監査役　片　山　　勝　博	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会14回すべてに出席し、長年に亘る上場会社における経理部門での経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役　内　田　　実	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、また監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役　金　成　　壽　及	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また監査役会14回すべてに出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのＣＦＯ（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第41条において、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

⑤ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分の内容

・３ヶ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しております。また、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、内部監査グループにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年１回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管する仕組みを構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部担当取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知・徹底することにより、社内での意識づけを図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査役の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、関係会社管理規程に基づく、子会社に対する当社の内部監査グループ及び監査役の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導又は勧告を行う体制としております。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やＩＴ化を推進するほか、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当するコーポレート本部は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥　監査役の職務を補助すべき社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はおりませんが、監査役が職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を選任します。また、その人事及び独立性、実効性については取締役と監査役にて意見交換を行い、適切に対応するものとしております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また、常勤監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査役は毎月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨　反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおりの対応を行っております。

イ．反社会的勢力を排除するための社内体制の整備､外部専門機関との連携を行っております。

ロ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し､当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

ハ．契約書に暴力団排除条項を導入しております。

ニ．取引先の審査等を行うとともに､暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査グループにより各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。しかしながら、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、当事業年度の剰余金の配当を無配としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

連結貸借対照表

（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,824,695	流動負債	71,272
現金及び預金	2,524,593	買掛金	2,117
売掛金	254,010	その他	69,154
繰延税金資産	607		
その他	46,196	固定負債	1,463,446
貸倒引当金	△711	新株予約権付社債	1,329,900
固定資産	638,830	退職給付に係る負債	85,614
有形固定資産	20,816	役員退職慰労引当金	47,931
建物及び構築物	15,670	負債合計	1,534,718
工具、器具及び備品	5,146	（純資産の部）	
無形固定資産	79,088	株主資本	1,924,208
ソフトウェア	78,797	資本金	422,851
その他	291	資本剰余金	412,851
投資その他の資産	538,924	利益剰余金	1,365,305
投資有価証券	445,267	自己株式	△276,800
繰延税金資産	31,023	その他の包括利益累計額	△3,586
その他	65,193	為替換算調整勘定	△3,586
貸倒引当金	△2,559	新株予約権	8,186
資産合計	3,463,525	純資産合計	1,928,807
		負債純資産合計	3,463,525

連結損益計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,258,962
売上原価		376,632
売上総利益		882,329
販売費及び一般管理費		763,503
営業利益		118,825
営業外収益		
受取利息	2,263	
受取配当金	2,591	
その他	2,185	7,041
営業外費用		
社債発行費等	5,673	
その他	176	5,850
経常利益		120,015
税金等調整前当期純利益		120,015
法人税、住民税及び事業税	37,780	
法人税等調整額	2,181	39,961
当期純利益		80,054
親会社株主に帰属する当期純利益		80,054

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	420,753	410,753	1,285,250	△276,800	1,839,957
当期変動額					
新株の発行	2,097	2,097			4,195
親会社株主に帰属する当期純利益			80,054		80,054
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,097	2,097	80,054		84,250
当期末残高	422,851	412,851	1,365,305	△276,800	1,924,208

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当期首残高	△9,973	8,777	1,838,761
当期変動額			
新株の発行			4,195
親会社株主に帰属する当期純利益			80,054
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,387	△591	5,795
当期変動額合計	6,387	△591	90,045
当期末残高	△3,586	8,186	1,928,807

貸借対照表

(平成29年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,763,410	流動負債	71,272
現金及び預金	2,464,045	買掛金	2,117
売掛金	254,010	未払費用	37,589
前払費用	31,735	前受金	19,505
繰延税金資産	607	預り金	10,719
その他	13,722	その他	1,341
貸倒引当金	△711		
固定資産	697,176	固定負債	1,463,446
有形固定資産	20,816	新株予約権付社債	1,329,900
建物	15,670	退職給付引当金	85,614
工具、器具及び備品	5,146	役員退職慰労引当金	47,931
無形固定資産	79,088	負債合計	1,534,718
ソフトウェア	78,797	(純資産の部)	
その他	291	株主資本	1,917,682
投資その他の資産	597,270	資本金	422,851
投資有価証券	445,267	資本剰余金	412,851
関係会社株式	58,346	資本準備金	412,851
出資金	1,866	利益剰余金	1,358,779
長期前払費用	2,451	利益準備金	927
繰延税金資産	31,023	その他利益剰余金	1,357,852
その他	60,875	繰越利益剰余金	1,357,852
貸倒引当金	△2,559	自己株式	△276,800
		新株予約権	8,186
		純資産合計	1,925,868
資産合計	3,460,586	負債純資産合計	3,460,586

損　益　計　算　書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,258,962
売上原価		376,632
売上総利益		882,329
販売費及び一般管理費		762,794
営業利益		119,535
営業外収益		
受取利息	2,262	
受取配当金	2,591	
その他	2,159	7,014
営業外費用		
社債発行費等	5,673	
その他	176	5,850
経常利益		120,698
税引前当期純利益		120,698
法人税、住民税及び事業税	37,691	
法人税等調整額	2,181	39,872
当期純利益		80,825

株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	420,753	410,753	410,753	927	1,277,026	1,277,953	△276,800	1,832,660
当期変動額								
新株の発行	2,097	2,097	2,097					4,195
当期純利益					80,825	80,825		80,825
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,097	2,097	2,097	－	80,825	80,825	－	85,025
当期末残高	422,851	412,851	412,851	927	1,357,852	1,358,779	△276,800	1,917,682

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,777	1,841,438
当期変動額		
新株の発行		4,195
当期純利益		80,825
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△591	△591
当期変動額合計	△591	84,429
当期末残高	8,186	1,925,868

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月９日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　川　高　史　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月９日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　川　高　史　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月９日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　片 山 勝 博　㊞

監査役（社外監査役）　内 田　　実　㊞

監査役（社外監査役）　金 成 壽 及　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由

①　当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

②　事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の目的事項の変更を行います。

③　会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条第２項の変更を行います。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

④　なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（記載省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）　（記載省略） （２）電子応用機械器具、情報通信機器具、電気機械器具、光学機械器具、医療機械器具、事務用機械器具、学習用機械器具およびこれらに付随または類似する機械器具、部品材料、電子部品ならびにその他の商品の調査、企画、研究、開発、製造、販売ならびに輸出入	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）　（現行どおり） ＜削除＞

現行定款	変更案
（３）前号記載の品目に関するソフトウェアの調査、企画、研究、開発、販売ならびに輸出入	＜削除＞
（４）前二号記載の品目の賃貸、サービスならびに保守管理	＜削除＞
＜新設＞	（２）デジタルデータに関するコンピュータ技術、インターネット技術等を利用したソフトウェア、ハードウェア、システムの企画、設計、開発、製造、販売、運用、レンタル、賃貸、保守管理ならびに輸出入
＜新設＞	（３）情報処理サービス事業、情報提供サービス事業、通信サービス事業
（５）　（記載省略）	（４）　（現行どおり）
（６）　（記載省略）	（５）　（現行どおり）
（７）音楽、映画などの音・映像・その他コンテンツを格納した各種媒体（磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリなど）の調査、企画、研究、制作、製造、販売、レンタルならびに輸出入	＜削除＞
（８）ケーブルテレビ、電話回線等の通信手段を利用した音・映像・データ等の電子応用機械器具等による処理加工ならびに提供サービス事業	＜削除＞
（９）　（記載省略）	（６）　（現行どおり）
（10）医療・ヘルスケアに関する調査、企画、研究、ソフトウェア開発および関連サービス	＜削除＞
（11）　（記載省略）	（７）　（現行どおり）
（12）　（記載省略）	（８）　（現行どおり）

現行定款	変更案
第３条　（記載省略）	第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条　（記載省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条　（記載省略）	第６条～第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　（記載省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役は７名以内とする。 ＜新設＞	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

現行定款	変更案
2.　（記載省略） 3.　（記載省略）	2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定め、また必要に応じて、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を定め、また必要に応じて、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条　（記載省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第26条　（記載省略）	第24条～第26条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第28条　（記載省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を代表取締役に委任することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第29条　当会社の監査役は３名以内とする。	＜削除＞
（選任） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞

現行定款	変更案
（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（補欠監査役の予選の効力） 第32条　補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、４年後の定時株主総会開始の時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
＜新設＞	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	＜削除＞

現行定款	変更案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第39条　（記載省略）	第34条～第35条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第41条　（記載省略）	第37条　（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第42条～第45条　（記載省略）	第38条～第41条　（現行どおり）
＜新設＞	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1．当会社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2．第17回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（４名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	押見　正雄（おしみ　まさお） （昭和38年２月15日）	昭和62年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 平成９年10月　同社　マルチメディア研究室　マネージャー 平成14年８月　当社へ出向 平成15年４月　当社取締役 平成19年４月　当社専務取締役 平成20年６月　当社代表取締役専務 平成25年４月　当社代表取締役社長 平成28年10月　当社代表取締役社長　兼　事業開発本部長 平成29年10月　当社代表取締役社長　組込み事業推進部、新規事業推進部　管掌（現任）	402,000株
2	古川　憲司（ふるかわ　けんじ） （昭和31年２月24日）	昭和53年４月　コンピューターサービス株式会社[現ＳＣＳＫ株式会社]入社 昭和62年９月　同社　管理本部人事労務部　部門長 平成３年９月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　出向 平成12年２月　同社　取締役　総務部長 平成13年８月　当社取締役 平成22年３月　当社代表取締役社長 平成25年４月　当社代表取締役会長（現任） 平成27年６月　株式会社ベリサーブ社外取締役（現任）	252,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	たなか　かつみ 田中　克己 （昭和41年10月21日）	平成元年４月　株式会社ＣＳＫ[現ＳＣＳＫ株式会社]入社 平成５年10月　株式会社セガ・エンタープライゼス[現株式会社セガゲームス]入社 平成13年４月　株式会社アルブレイン　取締役 平成20年３月　株式会社ＡＱインタラクティブ　入社 平成22年２月　同社　執行役員　事業企画部長 平成23年10月　株式会社マーベラスＡＱＬ[現株式会社マーベラス]　執行役員　デジタルコンテンツ事業部　副事業部長 平成25年４月　当社執行役員　コーポレート部門長 平成25年12月　当社取締役　コーポレート本部長 平成28年10月　当社取締役　コーポレート本部長　兼　事業開発本部　副本部長 平成28年12月　当社常務取締役　コーポレート本部長　兼　事業開発本部　副本部長 平成29年10月　当社常務取締役　コーポレート本部長　ゲーム事業推進部、グローバル事業推進部　管掌（現任）	50,000株
4	すずき　たいざん 鈴木　泰山 （昭和38年12月１日）	昭和62年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 平成13年８月　当社へ出向 平成16年７月　当社営業部長 平成22年３月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役　第３事業ユニット長 平成27年10月　当社取締役　医療・ヘルスケア事業　管掌（現任）	82,600株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かたやま　かつひろ 片山　勝博 （昭和26年５月26日）	昭和52年４月　コンピューターサービス株式会社［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 昭和61年３月　株式会社ＣＳＫ総合研究所出向　経理課長 平成10年８月　ＣＳＫネットワークシステムズ株式会社出向 平成14年６月　日本カードセンター株式会社［現株式会社クオカード］出向　常勤監査役 平成17年10月　同社　業務管理部長 平成25年12月　当社常勤監査役（現任）	0株
2	かなり　としつぐ 金成　壽及 （昭和26年12月23日）	昭和50年４月　株式会社住友銀行［現株式会社三井住友銀行］入行 平成９年１月　同行　府中支店長 平成15年２月　株式会社セガ［現株式会社セガゲームス］出向　コーポレート本部　理事 平成16年２月　同社　CS総合管理部　参事 平成16年４月　Sega Amusements U.S.A., Inc.　取締役CFO 平成20年８月　株式会社セガ［現株式会社セガゲームス］事業支援部　参事 平成21年12月　当社監査役（現任） 平成28年４月　株式会社セガホールディングス　コーポレート本部　財務部　参事	0株
3	わとう　せいじ 和藤　誠治 （昭和54年11月22日）	平成19年９月　弁護士登録（第一東京弁護士会） TMI総合法律事務所　入所（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．片山勝博氏、金成壽及氏及び和藤誠治氏は、社外取締役候補者であります。
３．(1)片山勝博氏は、長年に亘る上場会社における経理部門での幅広い見識と豊富な経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
(2)金成壽及氏は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのＣＦＯ（最高財務責任者）経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
(3)和藤誠治氏は、弁護士として高い専門性を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
４．当社は、片山勝博氏及び金成壽及氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、選任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、和藤誠治氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
５．当社は片山勝博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．監査等委員である取締役候補者の和藤誠治氏は、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所の所属弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.2%未満と僅少です。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成23年12月20日開催の定時株主総会において、年額90,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、現在と同額の年額90,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役　内田実氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
内　田　　実	平成25年12月　当社監査役 （現在に至る）

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階　クリノン
TEL 03－3409－8181



交通　東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」（Ｂ１・Ｂ３出口）より徒歩５分

【事業説明会のご案内】

株主総会終了後に、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、下記のとおり事業説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

記

１．日時　平成29年12月21日（木曜日）株主総会終了後
※お時間は30分程度を予定しております。
２．会場　アイビーホール　４階　クリノン